

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
……………（政策企画局総務部秘書課）……………一

### 告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）……………二

○児童福祉法による指定障害児入所施設の指定の辞退……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………三

○児童福祉法による指定障害児入所施設の指定……………（同）……………四

○都道の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部長課）……………五

### 告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定…………………………七

### 規程（水）

○東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………………………七

○小河内ダム管理規程の一部を改正する規程…………………………八

### 公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………八

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（水道局）……………一〇

○東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………（同）……………二

### 規則

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和四年三月二十二日  
東京都知事 小池 百合子

### 東京都規則第十八号

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成六年東京都規則第二百十八号）の一部を次のように改正する。  
第九条中「認印するとともに、」を削る。  
別記第一号様式から第四号様式までの規定中「㊟」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告示

### 東京都告示第三百六十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和四年三月二十二日  
東京都知事 小池 百合子

東京都知事 小池 百合子

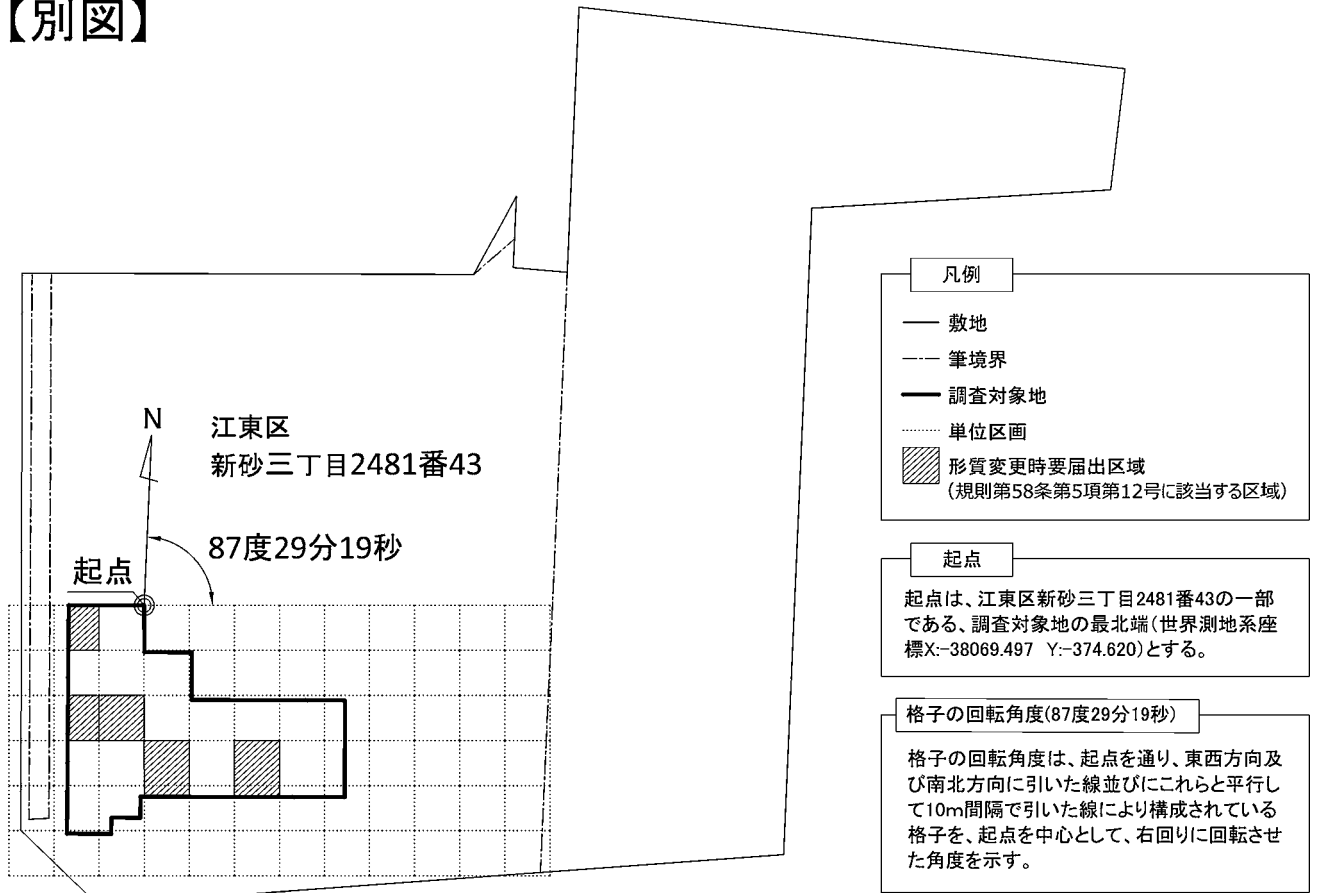
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

【別図】



●東京都告示第三百六十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第百十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

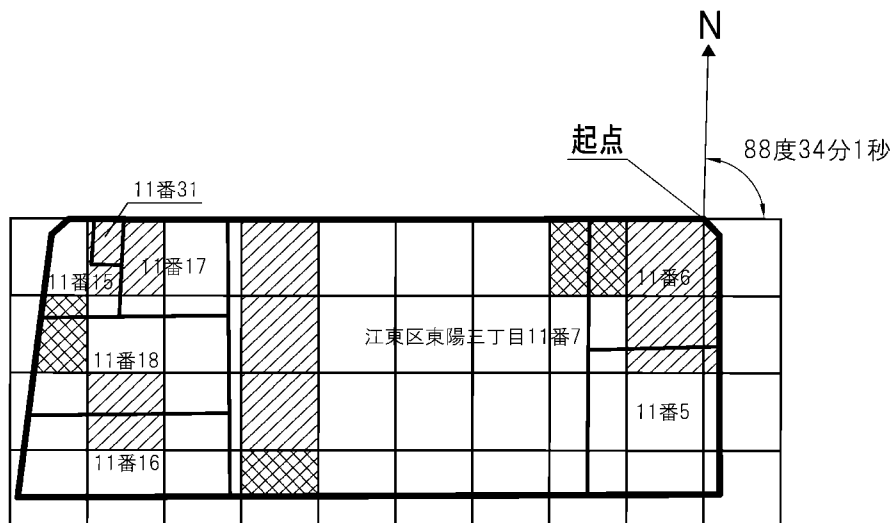
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区東陽三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

- 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第117号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、江東区東陽三丁目11番6の最北端とする。

【格子の回転角度 88度34分1秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百六十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の十四の規定による指定の辞退があったので、法第二十四条の十八及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

指定障害児入所施設

施設の種類 福祉型障害児入所施設

指定の辞退

施設の設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
社会福祉法人東京愛育苑	金町学園	葛飾区水元3-13-8	令和4年1月31日

●東京都告示第三百六十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設を指定したので、法第二十四条の十八及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児入所施設

施設の種類 福祉型障害児入所施設

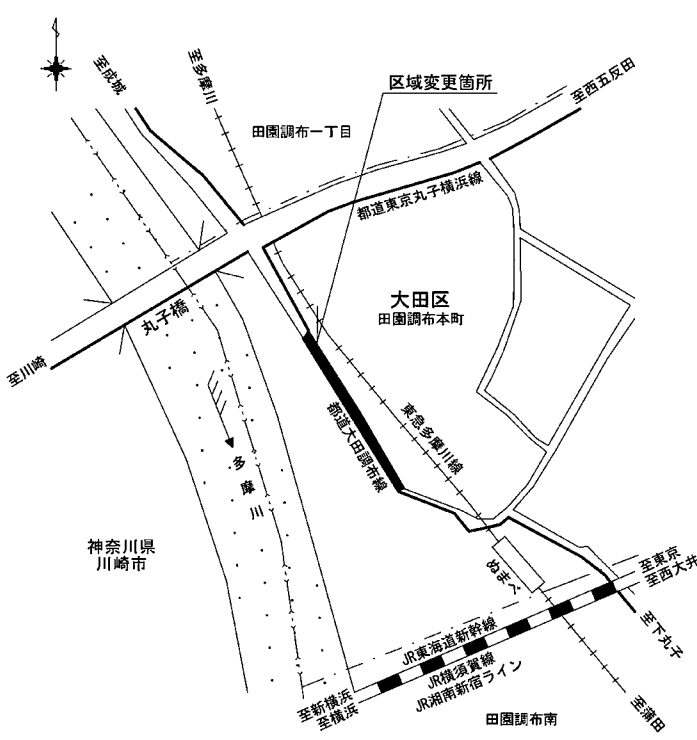
施設の設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人永春会	アレーズ秋桜	葛飾区水元2-20-10	令和4年2月1日

●東京都告示第三百六十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

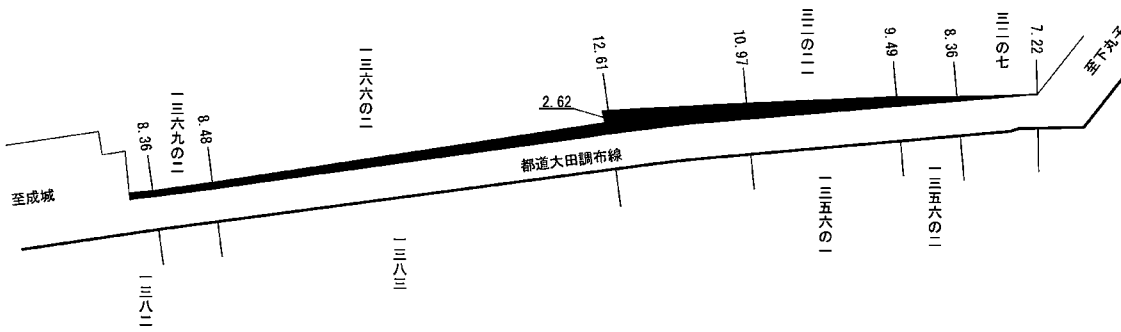
別図

都道大田調布線区域変更略図  
 大田区田園調布本町地内

- 都道
- 特別区道
- 編入区域
- 延長 一九五・八〇メートル
- 面積 四二九・九八平方メートル



大田区  
 田園調布本町



その関係図面は、令和四年三月二十二日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十二日  
 東京都知事 小池百合子

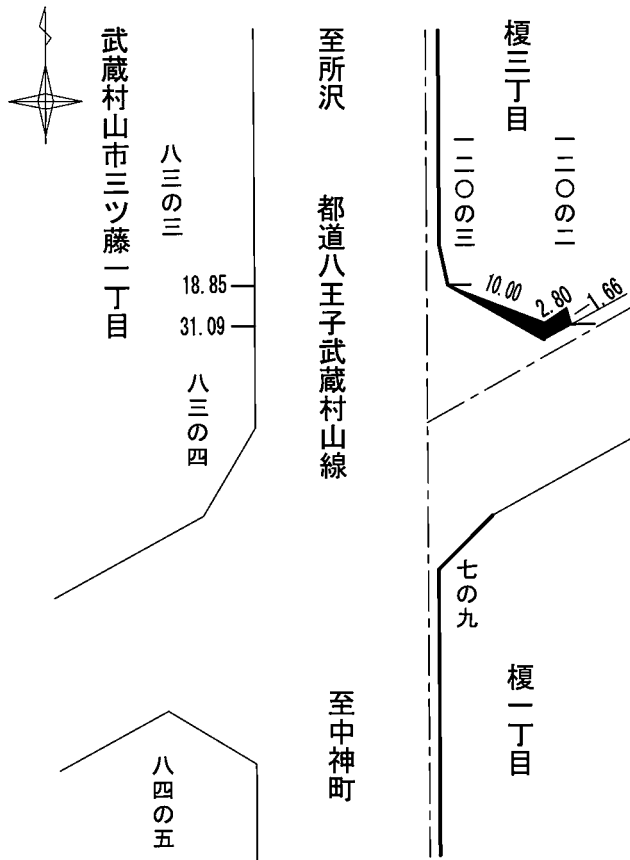
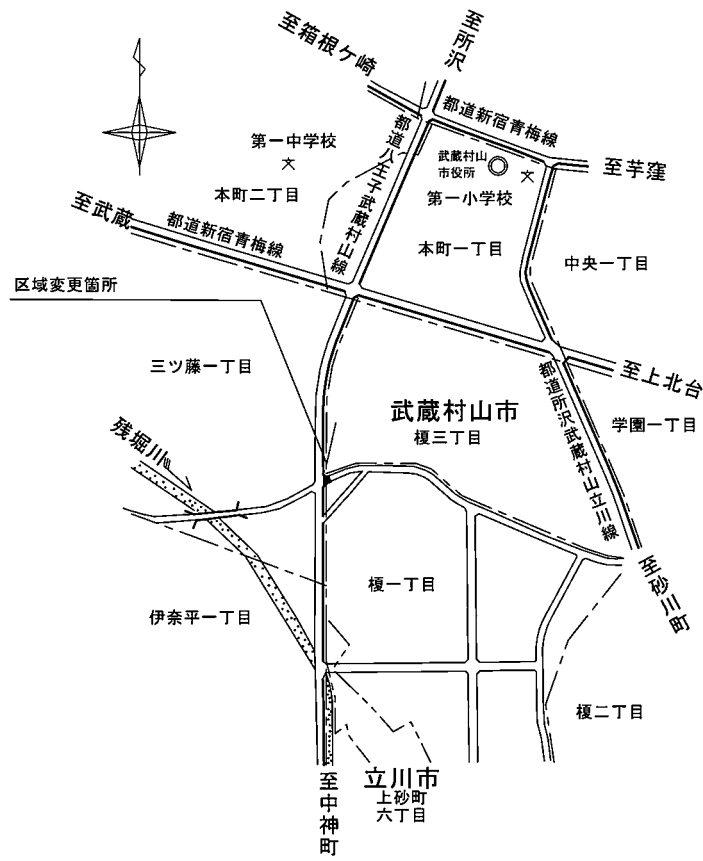
- 一 路線名 大田調布
- 二 変更の区間 大田区田園調布本町三十二番七地先から同所千三百六十九番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第三百六十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図  
 都道八王子武蔵村山線区域変更略図  
 武蔵村山市榎三丁目地内

延長 五・三九メートル  
 面積 七・八二平方メートル

都道  
 市道  
 編入区域



その関係図面は、令和四年三月二十二日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十二日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 八王子武蔵村山
- 二 変更の区間 武蔵村山市榎三丁目百二十番二地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年三月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

特別養護老人ホーム練馬 練馬区早宮三丁目十三番三十五号  
いやし園

特別養護老人ホーム練馬 練馬区早宮三丁目十三番三十五号  
いやし園(老人短期入所 号  
施設)

規程(水)

●東京都水道局管理規程第三号

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

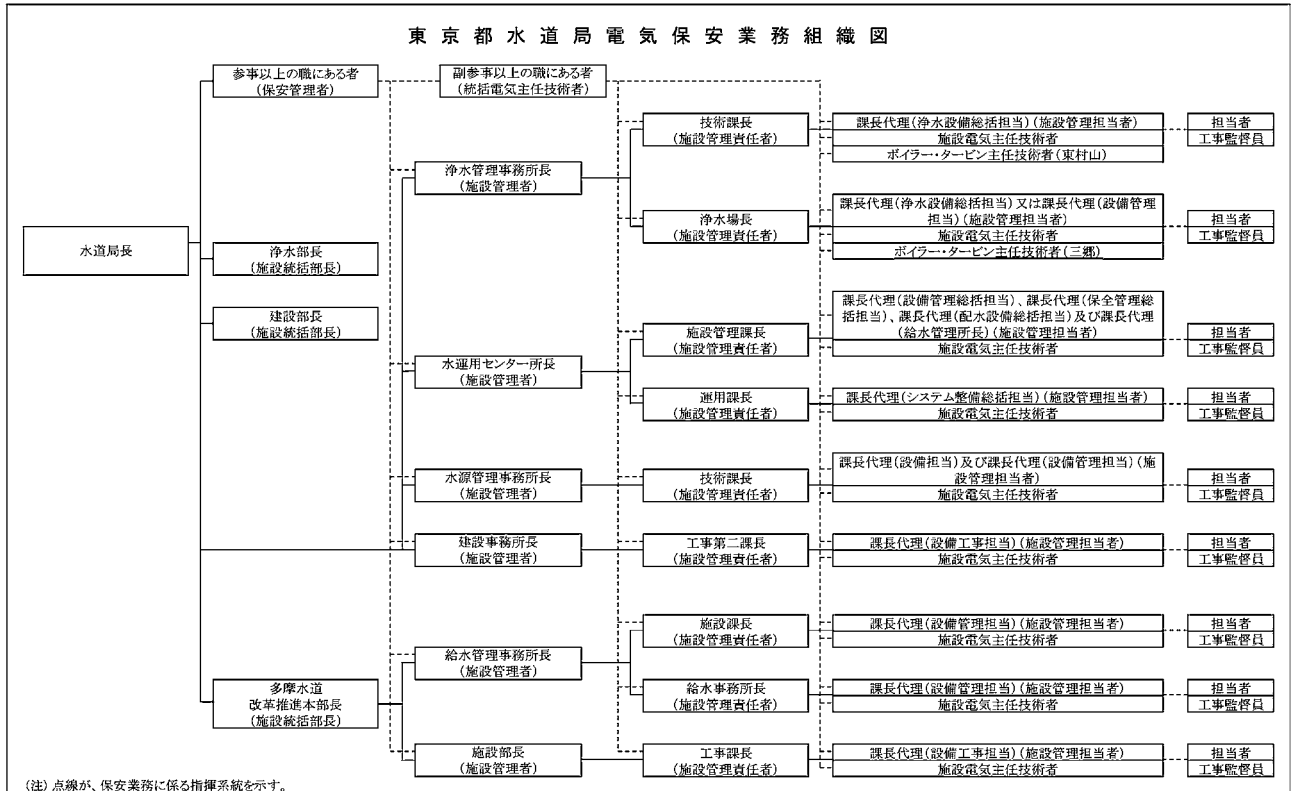
東京都水道局自家用電気工作物保安規程(平成七年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改める。

第十条中「施設管理責任者は、」の下に「統括電気主任技術者及び」を加える。

別図を次のように改める。

別図(第5条関係)



附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第四号

小河内ダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

小河内ダム管理規程の一部を改正する規程

小河内ダム管理規程(昭和五十三年東京都水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号口中「毎四半期」を「毎月」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年三月二十二日から四月以内に東京都産業



労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
号)に到着するよう提出してください。

令和四年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

大手町ビル

千代田区大手町一丁目六番一号

三菱地所株式会社ほか一名

千代田区大手町一丁目一番一号ほ  
か

三菱地所株式会社ほか一名

日通商事株式会社

NX商事株式会社

千代田区大手町一丁目六番一号  
(三菱地所株式会社)

千代田区大手町一丁目一番一号  
(三菱地所株式会社)

杉山 博孝(三菱地所株式会社)  
ほか

吉田 淳一(三菱地所株式会社)  
ほか

株式会社ローソンほか十二名

株式会社ファミリーマートほか十  
名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

山田薬品株式会社ほか一名

十六 変更後の小売業  
者の代表者名 山田 裕二郎(山田薬品株式会  
社)ほか

令和四年一月三十一日ほか

令和四年二月二十四日

十七 変更日

十八 届出日

十九 縦覧場所

二十 縦覧期間

令和四年三月二十二日から同年七  
月二十二日まで。ただし、東京都  
の休日に関する条例(平成元年東  
京都条例第十号)に定める休日を  
除く。

午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

ヒューマックスパビリオン池袋サ  
ンシャイン60通り

豊島区東池袋二丁目二十二番十号

みずほ信託銀行株式会社

千代田区丸の内一丁目三番三号

千代田区丸の内一丁目三番三号

千代田区丸の内一丁目三番三号

飯盛 徹夫

梅田 圭

令和三年十一月二十二日ほか

令和四年二月二十五日

東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の設置者住  
所

六 変更後の設置者住  
所

七 変更前の設置者の  
代表者名

八 変更後の設置者の  
代表者名

九 変更日

十 届出日

十二 縦覧期間 一号)  
令和四年三月二十二日から同年七  
月二十二日まで。ただし、東京都  
の休日に関する条例(平成元年東  
京都条例第十号)に定める休日を  
除く。

午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

小田急百貨店本館ビル・小田急新  
宿駅南口専門店ビル

新宿区西新宿一丁目一番三号ほか

小田急電鉄株式会社ほか一名

渋谷区代々木二丁目二十八番十二  
号ほか

株式会社小田急百貨店ほか七十九  
名

株式会社ゴンチャジャパンほか七  
十三名

株式会社サマンサタバサジャパン  
リミテッドほか十二名

墨田区亀沢二丁目十二番四号(株  
式会社クー)ほか

東京都墨田区緑一丁目二十二番十  
四号(株式会社クー)ほか

寺田 和正(株式会社サマンサタ  
バサジャパンリミテッド)ほか

門田 剛(株式会社サマンサタバ  
サジャパンリミテッド)ほか

令和四年二月一日ほか

令和四年三月四日

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者  
の氏名又は名称

六 変更後の小売業者  
の氏名又は名称

七 変更を行った小売  
業者の氏名又は名  
称

八 変更前の小売業者  
の住所

九 変更後の小売業者  
の住所

十 変更前の小売業者  
の代表者名

十一 変更後の小売業  
者の代表者名

十二 変更日

十三 届出日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和四年三月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年三月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

小田急百貨店本館ビル・小田急新宿駅南口専門店ビル

二 店舗所在地

新宿区西新宿一丁目一番三号ほか

三 設置者名

小田急電鉄株式会社ほか一名  
渋谷区代々木二丁目二十八番十二号ほか

四 設置者住所

変更前の店舗面積の合計

四万六千二十一平方メートル

変更後の店舗面積の合計

六千六百七十九平方メートル

変更前の荷さばき施設の位置及び面積

店舗内 九百六十八平方メートル

変更後の荷さばき施設の位置及び面積

店舗内 百一平方メートル

変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内 一五〇・八八立方メートル

変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内 四〇・二三立方メートル

変更前の開店時刻

午前七時ほか

変更後の開店時刻

午前十時

変更前の閉店時刻

午後十時四十五分ほか

変更後の閉店時刻

午後九時

変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

六箇所 隔地

変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四箇所 隔地

変更前の荷さばき

午前四時から午前零時までほか

き施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前四時から午前零時まで

変更日

届出日

縦覧場所

縦覧期間

縦覧時間

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和四年三月二十二日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

七一六〇 アコー設 高野 徹 足立区梅島 令和三年

<p>備工業株式 株式会社 井川 浩一 千葉県船橋市南海神一丁目七番一 号 令和四年 一月三十 一日</p>	<p>六八四四 有 限 会 社 松山 秀樹 神奈川県藤 沢市本町四 丁目五番二 十二号 同年二月 八日</p>	<p>六八七五 玉澤設備 玉澤 義春 神奈川県横 浜市金沢区 富岡東六丁 目二十番十 九号 同日十二</p>	<p>六六九五 株式会 社 スワ ダ 管 工 小笠原誠次 千葉县市川 市須和田一 丁目十一番 十二号 同日十五</p>	<p>九四一六 日新設備 小宮山一人 板橋区小茂 根二丁目二 番十四号 同日二十 五日</p>	<p>九八九四 坂田設備 坂田 真志 足立区平野 一丁目十番 二十一 二〇 二 号 同日</p>	<p>一〇〇三 高橋設備 高橋 一章 足立区江北 一丁目十番 三一四〇三 号 同日</p>	<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業再開に ついて 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の 七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次</p>
<p>のとおり事業の再開の届出があった。 令和四年三月二十二日 東京都水道局長 浜 佳葉子 指定番号 商号 代表者 住所 再開年 月日 六六四八 アトラス 上田 淳 神奈川県川 令和四年 商事株式 会社 崎市宮前区 二月十五 宮崎二丁目 七番地四十 三エステイ 一宮崎台一 F</p>							
<p> </p>							

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

